

月刊「税」2014年11月号掲載

個人住民税特別徴収の推進の取り組みと今後の方向性

キヤノングローバル戦略研究所主任研究員・税理士 柏木恵

はじめに

平成26年8月22日に全国地方税務協議会で「個人住民税特別徴収推進宣言」が出されたように、昨今の地方自治体は個人住民税の特別徴収の推進に力を入れている。地方税法では、給与所得者である従業員（納税義務者）が1名でもいる場合（常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合等を除く）、勤務先の事業者（特別徴収義務者）が特別徴収することを定めているが、これまで全国的にみて7割程度の達成に留まっていた。しかし、平成19年に税源移譲がなされ、これまで以上にどのように個人住民税の重要性が高まる中、特別徴収制度は従業員にも事業者にも、そして自治体にもメリットのある効率的な制度だということに、自治体が改めて気づいたことから、ここ数年推進に力を入れている。

これまで特別徴収を強制指定するのは、ほぼ無理だと思われてきた。ほとんどの自治体は事業者に出向き、協力をお願いという形を取っていたり、事業者からの普通徴収の希望を容認してきたりしているため、特別徴収が原則であるにもかかわらず、どうしても立場が弱くなっている。特別徴収の強制指定が最も早かったのは、高知県安芸市である。安芸市は事業者に出向くことなく、指定の1年前に指定予告を行い、その翌年に強制指定を実行した。その後、安芸市の取り組みが他の自治体に知られるようになり、静岡県や熊本県では、安芸市の講演に参加し刺激を受けた県内自治体が率先して県に働きかける等して推進のきっかけを作っている。首都圏は他県と比べると後発であったが推進の動きがみられる。平成26年5月20日の第65回九都県市首脳会議では、埼玉県知事が個人住民税の特別徴収推進の連携を呼びかけた。各県のホームページ等をみると、埼玉県、茨城県、栃木県は平成27年度から、神奈川県と千葉県が平成28年度から一斉指定を予定しており、東京都も都全体で特別徴収を推進している。

特別徴収が進まなかった理由は自治体によって多少異なる部分もあるが概ね同じである。それぞれの事情があったとしても法の遵守は大前提であり、工夫をしていくしかない。安芸市が出来たことが、他の自治体で出来ないということはない。そこで、これから特別徴収の徹底を目指して推進する自治体へのエールを込めて、先進自治体である安芸市、静岡県との取り組みを紹介し、特別徴収の課題と今後のさらなる発展について検討する。

1. 特別徴収制度の概要と実態

特別徴収は地方税法第321条の4で定められているが、各自治体は条例により包括的に特別徴収義務者を指定し、毎年事業者から提出される給与支払報告書に基づき、特別徴収税額の通知を行うものである。

特別徴収は毎月給与から天引きされるので、1回あたりの納税額が小さく、従業員が自ら

表 1 特別徴収の全国実施状況（平成 25 年度）

団体名	給与所得のある 納税義務者数 A	給与所得からの特別徴収に 係る納税義務者数 B	給与所得のある納税義務者数に占める給 与特別徴収による納税義務者数の割合 (B/A)
北海道	1,912,277	1,282,337	67.1%
青森県	442,190	321,175	72.6%
岩手県	444,236	348,237	78.4%
宮城県	805,375	661,610	82.1%
秋田県	349,950	256,117	73.2%
山形県	414,931	329,699	79.5%
福島県	690,265	474,599	68.8%
茨城県	1,092,410	737,261	67.5%
栃木県	757,411	519,160	68.5%
群馬県	733,286	498,582	68.0%
埼玉県	2,787,603	1,933,040	69.3%
千葉県	2,379,522	1,644,551	69.1%
東京都	5,492,892	3,793,336	69.1%
神奈川県	3,605,814	2,590,501	71.8%
新潟県	876,264	648,167	74.0%
富山県	433,359	318,923	73.6%
石川県	448,867	333,383	74.3%
福井県	313,282	226,466	72.3%
山梨県	310,762	216,906	69.8%
長野県	789,081	561,477	71.2%
岐阜県	775,821	549,956	70.9%
静岡県	1,489,749	1,220,879	82.0%
愛知県	2,945,703	2,220,332	75.4%
三重県	692,430	503,814	72.8%
滋賀県	529,670	393,360	74.3%
京都府	902,838	638,795	70.8%
大阪府	3,010,894	2,234,404	74.2%
兵庫県	1,964,311	1,497,297	76.2%
奈良県	449,219	335,335	74.6%
和歌山県	314,022	251,362	80.0%
鳥取県	201,847	154,495	76.5%
島根県	252,290	195,051	77.3%
岡山県	682,399	552,269	80.9%
広島県	1,054,185	856,059	81.2%
山口県	500,269	383,936	76.7%
徳島県	254,047	191,628	75.4%
香川県	364,217	269,345	74.0%
愛媛県	464,683	336,459	72.4%
高知県	242,867	193,163	79.5%
福岡県	1,753,787	1,307,857	74.6%
佐賀県	291,747	216,891	74.3%
長崎県	455,366	338,321	74.3%
熊本県	589,239	511,388	86.8%
大分県	398,179	278,963	70.1%
宮崎県	363,104	285,726	78.7%
鹿児島県	533,570	423,092	79.3%
沖縄県	398,054	337,591	84.8%
計(全国)	46,954,284	34,373,295	73.2%

出所：東京都資料。平成 25 年度 総務省課税状況等調より作成。

金融機関や窓口へ赴く必要もなくなるので、納付忘れや滞納を防止できる。事業者にとっても、特別徴収することで、従業員の負担を減らすことができるため雇用維持につながり、自治体にとっても徴収増が見込め、それぞれにメリットがあるが、実施は表1が示すように、7割程度に留まっている。そこで各自治体は勸奨文書、チラシ、パンフレットを配布したり、個別に訪問したり、給与支払報告書の提出時に働きかけたり、法人会や税理士会等の関係団体に協力を要請したりして、特別徴収を推進している。

事業者が特別徴収義務者になりたがらない理由は、事務の煩雑さにある。課税自治体ごとに手続きしなければならず、場合によっては納付手数料や給与システムの改修が必要となることもあり、時間と費用がかかるからである。特に少人数の従業員の場合、かえって面倒であるという意見が出る。また、業種によっては、パート、アルバイト等の短期従業員が多いこともあり、退職雇用手続きの煩雑さも指摘される。それゆえに、事業者が普通徴収を希望する場合に、自治体がそれを認めてきた背景があり、自治体職員も事業者も選択制だと誤解している向きがみられる。なかには、給与支払報告書（総括票）に普通徴収を希望するかどうかの欄を設けている自治体もある。

しかし、今までそうしてきたからといって、これからも普通徴収ありきでは法令を遵守していることにはならない。そこで、どのようにしたら特別徴収を徹底できるのか、安芸市と静岡県の実例をみってみる。

2. 安芸市の取り組み

自治体で最初に特別徴収義務者の強制指定に取り組んだのは、高知県安芸市といってもよいだろう。安芸市は平成17年から実行し、平成18年からは農家などの家族労働者を除いたすべての事業者の指定を達成している。その後、全国のお手本として、18回ほど講演を行い、自治体の特別徴収に大きな影響を与えている。

そもそも安芸市が取り組むことになったのは、平成16年10月に税務課内で異動が行われ、課税のわかる収納担当者と収納のわかる市民税担当者が生まれたことがきっかけである。市民税係の中で、「納税通知書を送ることがゴールではなく、納税者が完納することが完結である」ということを常に意識することになった。

そんな折、平成17年度に住民訴訟が起きた。平成15年度の国民健康保険税の不納欠損の3192万円のほとんどが時効によるものであり、住民から徴収業務を怠っていると訴えられた。当時の市長が不備を認め、安芸市に対して50万円を支払い、今後は滞納処分をきちんと行うということで和解されたが、新聞に大きく取り上げられ、相当注目を浴びた。

この一件で、「徴収をきちんと行わなければならない」、「公務員は法令遵守しなければならない」という意識が芽生え、積極的に滞納整理や滞納処分を行うこととなった。そのような中、市民税係の中で、収納係が滞納処分を頑張っているのに、市民税係でも何かできないだろうかと思うようになった。そこで特別徴収の強制指定が思い当たり、かねてより高知県から特別徴収の指定を指導されていたことも相まって、特別徴収の強制指定を目指すことにした。

1年目の平成17年度に、特別徴収を行っていない事業者に対し予告文書を送り、2年目

にあたる平成 18 年 5 月には、「特別徴収税額通知書」、「税額通知書」と「納付書」を送り付けた。文書送達により特別徴収義務者の指定は完了する。その結果、9 割がたの事業者は協力的で、揉めたのは数件だけであった。例外を作らず、どの事業者に対しても同じように実施したのが功を奏した。

このように、一気に特別徴収の指定を行った結果は表 2 のとおりとなった。平成 17 年度と平成 18 年度を比べると、特別徴収義務者数で 119 件、納税義務者数で 500 人、徴収税額で約 3000 万円増加し、その後も、安芸市は毎年 1,000 件を超える事業者を特別徴収義務者に指定しており、給与所得の納税義務者のうち、特別徴収による納税義務者（特別徴収実施率）は、80%を超えている。特別徴収税額は、4 億円前後を推移し、市民税全体の 60～70%を占めている。特別徴収の一斉強制指定に伴い収納率も 98～99%となっている。

表 2 安芸市の特別徴収実施実績の推移

年度	特徴義務者数 (事業所数)	特別徴収による 納税義務者数 (人)	個人市民税調定額 (千円)	特別徴収税額 (千円)	個人市民税全体の うち特別徴収税額が 占める割合	収納率 (%)
平成17	915	4,066	449,403	299,273	66.59%	97.69%
平成18	1,034	4,566	467,726	329,648	70.48%	98.35%
平成19	1,057	4,547	620,602	435,119	70.11%	98.37%
平成20	1,070	4,512	623,514	415,311	66.61%	98.58%
平成21	1,068	4,529	593,443	396,937	66.89%	98.21%
平成22	1,070	4,477	570,319	388,137	68.06%	98.86%
平成23	1,105	4,525	563,747	378,945	67.22%	99.23%
平成24	1,139	4,529	575,662	396,725	68.92%	98.95%
平成25	1,117	4,575	587,872	391,738	66.64%	99.11%
平成26	1,131	4,555	572,420	387,597	67.71%	-

出所：安芸市資料。

3. 静岡県の取り組み

静岡県は、平成 19 年度の税源移譲に伴い、住民税の滞納が増えると推測し、特別徴収の推進を検討し始め、平成 20 年 4 月に「個人住民税対策協議会」を設立し、平成 21 年 9 月には静岡県と県内市町および広域連合静岡地方税滞納整理機構（以下「滞納整理機構」と略す）から成る「地方税徴収対策ワーキンググループ」を設置し、個人住民税の徴収対策について議論を重ねた。しかし、表 3 で示すように、平成 21 年度から平成 23 年度の個人住民税の収入率が全国最下位となった（個人県民税も同様）。静岡県では、税収の確保と法令遵守の観点から特別徴収の推進を全県で進めることとし、平成 23 年度に下田財務事務所管内 1 市 5 町にて、平成 24 年度に県内全市町において取り組みを開始した。

取り組みの結果は表 3 に示すように、収入率の全国順位は、平成 24 年度には全国最下位を脱し 43 位となった（個人県民税 44 位、個人市町村民税 43 位）。表 4 は静岡県の特別徴収義務者の指定状況であるが、開始前の平成 23 年度と比べると、特別徴収義務者数は 130,547 件から平成 24 年度には 175,365 件、平成 25 年度には 178,538 件まで増加した。

給与所得者のうち特別徴収による割合は平成 23 年度の 71.6%（全国 22 位）から平成 24 年度には 82.5%（全国 1 位）となり、税額ベースでも、平成 23 年度の 82.1%（全国 27 位）から平成 24 年度には 90.5%（全国 1 位）となり、県全体の一斉指定の効果はすぐ

に現れた。

表 3 静岡県内の個人住民税の状況

（単位：百万円）

	18年 度	19年 度	20年 度	21年 度	22年 度	23年度	24年度	25年度
収入未済額（地方税全 体）	57,46 8	60,68 5	64,31 6	66,99 1	65,46 3	60,60 8	52,56 5	45,19 2
うち個人住民税	23,69 7	29,64 0	34,57 4	39,03 0	38,75 6	35,76 8	30,50 4	26,04 1
地方税全体に占める割 合	41.2%	48.8%	53.8%	58.3%	59.2%	59.0%	58.0%	57.6%
個人住民税の収入率	90.9%	91.9%	91.1%	90.0%	89.0%	89.3%	90.8%	92.1%
全国順位	39位	43位	46位	47位	47位	47位	43位	算定中

出所：静岡県資料。

表 4 静岡県内の特別徴収の状況

（単位：件数）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	24→25
特別徴収義務者件数	129,99 3	125,84 7	125,06 0	130,54 7	175,365	178,53 8	+3,173
給与所得者のうち特別 徴収による割合	67.5%	67.0%	69.4%	71.6%	82.5%	83.3%	+0.8%
全国順位	28位	30位	30位	22位	1位	3位	
給与所得に係る税額 のうち特別徴収によ る割合	79.8%	78.9%	80.0%	82.1%	90.5%	91.0%	+0.5%
全国順位	31位	30位	34位	27位	1位	2位	

出所：静岡県資料。「市町村税の課税状況等の調（総務省調査）」第 2 表（各年版）により作成。

3. どのように取り組めばいいのか—静岡県と安芸市の取り組みから学ぶ—

上記でみたように、安芸市も静岡県も成果を出している。複数の自治体がまとまって特別徴収の推進を行う方が効果的であり、また市町村の特別徴収の推進により個人市町村民税の税収が増えると、個人県民税も同時に増えるため、ほとんどの自治体が県主導で取り組んでいる。そこで、県主導の取り組みとして静岡県の事例を、市町村の取り組みとして安芸市の事例をさらに詳細にみていくこととする。

(1) 静岡県の取り組み

①個人住民税対策協議会の設置

平成 20 年 4 月に、静岡県と県内市町は、これまでの財務事務所単位の地方税務研究会を

基礎とした個人住民税対策協議会（構成メンバーは財務事務所、管内市町担当課長）を各財務事務所に設置した。活動内容は、それまでも実施していた地方税法第 48 条の規定に基づく個人住民税の県による直接徴収についての調整や、特別徴収義務者に指定されていない事業者に対して、市町長と財務事務所長の連名による勸奨文書の送付や市町と財務事務所職員による合同の事業者訪問等であった。

②地方税徴収対策ワーキンググループの設置

平成 20 年 4 月から業務を開始した滞納整理機構の構想段階から設置されていた静岡県と県内市町による地方税一元化連絡会議（現在は、地方税務行政高度化推進会議に改組されている）において、平成 21 年 9 月に、静岡県、県内市町および滞納整理機構から構成する「静岡県地方税徴収対策ワーキンググループ」を設置した。ここでは、特別徴収義務者の指定推進、徴収強化および債権管理の各部会を置き、平成 22 年 3 月に部会会議において、特別徴収義務者の指定を徹底する取り組みを開始することについて理解を求める報告を行った。

③下田財務事務所管内 1 市 5 町の先行実施とその後の全県実施

静岡県自治財政課が平成 21 年 10 月に開催した税務事務実践研修会に、高知県安芸市税務課職員を講師として招聘し、安芸市における特別徴収義務者の指定を徹底する取り組みについての講演を実施した。この研修会に参加した下田市職員の報告に基づき、下田市が、特別徴収義務者の指定推進の取り組みを始める意思決定をしたことを受けて、下田財務事務所管内の 1 市 5 町が一緒にこの取り組みを開始することを決定した。下田財務事務所長は、平成 22 年 1 月の記者会見で、下田市および賀茂郡 5 町が平成 23 年度から一定の要件に該当する事業者に対する特別徴収義務者の指定を徹底することを発表した。

そして、平成 22 年 4 月以降に開催された下田財務事務所管内以外の各地域の個人住民税対策協議会で、平成 24 年度から特別徴収義務者の指定推進を具体化していくことについて、協議会での合意を踏まえて、県税務課長、自治財政課長および財務事務所長が各首長（政令市にあっては部長）を訪問する等して首長レベルでの合意形成を行った。その後、取り組み開始の前年度（平成 22 年度および平成 23 年度）の秋に「指定予告通知書」を市町から送付するとともに所得税の年末調整事務説明会等の機会を利用した特別徴収制度についての説明等を行い、理解を得た上で、平成 24 年度から一斉に開始した。

なお、下田財務事務所管内において、所得税法第 183 条第 1 項の規定による源泉徴収義務者が特別徴収義務者となる制度であること（法第 321 条の 4）、同法第 184 条が常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う場合は源泉徴収義務を課さないとしていることから、特別徴収義務者の指定推進に当たっては、当面、外形上の把握が容易な「従業員 3 人以上」を指定の判断基準とすることとなり、これは平成 24 年度に取り組みを開始した他の地域についても基本的に受け継がれた。

平成 22 年 7 月以降、各財務事務所単位で設置されている個人住民税対策協議会には、特別徴収義務者の指定推進のため、市町の担当者等を構成員とする作業部会を設置する（下田財務事務所管内では平成 22 年 1 月に設置）とともに、全県レベルにおいても各財務事務所専門監と県税務課および県自治財政課による「特別徴収義務者の指定徹底に係る情報共

有会議」も設置され、この情報共有会議を通じて、各地域の部会の情報や考え方を全ての地域で共有するとともに、県全体の動きが逐一各地域の部会に反映される体制をとった。

(平成 24 年度以降は各財務事務所徴収統括監または納税課長もメンバーに含めた「個人住民税対策に係る情報共有会議」へと名称を変更し、引き続きの特別徴収の指定徹底と、特別徴収義務者の滞納への対応についても議題としている)

④具体的な準備と工夫

ア チラシ・ポスターの配布

平成 21 年度から静岡県でチラシやポスターを作成し各市町を通じた配布を始めた。商工会議所や税理士会等の関係団体 58 団体に対して、総会等に説明するとともに、会報に同封してもらった。平成 22 年度には 10,736 部、平成 23 年度には 13,465 部を配付した。

イ メディアや紙媒体での啓蒙

メディアや紙媒体も積極的に活用しており、実績は以下のとおりである。

- ・県民日より平成 22 年 6 月号および 23 年 12 月号への記事掲載、22 年および 23 年 11 月の静岡新聞の「税を考える週間」特集記事、県広報番組（静岡放送ラジオ「こんにちは県庁です」、ケーブルテレビ）。
- ・平成 23 年 1 月 30 日の静岡新聞および中日新聞の全 7 段（紙面の約半分）の広告。
- ・平成 24 年度の 4、7、10 月の静岡エフエム放送「しずおかデイリーメッセージ」、5、10 月の静岡放送ラジオ「こんにちは県庁です」等の広報。
- ・各市町においても、市町広報誌等を活用し、広報を実施。
- ・特別徴収実施事業者向けの手引きを静岡県が作成し、全市町に配付の上活用。

ウ 様式の統一

個人住民税の特別徴収に関する給与所得者異動届出書（地方税法施行規則様式第 18 号）等の各種様式についても、それまでは、各市町において少しずつ違った形式のものを使用しており、それが特別徴収義務者にとっての事務の煩雑さの原因の一つであったことから、情報共有会議と各地域の作業部会での議論を通じて県の統一様式を定め、特別徴収義務者の事務の軽減を図った。

エ 情報共有

県内市町村の情報共有も重要であるため、市町の担当者が活用できる Q&A を作成した。

このように取り組んできたが、更なる指定推進にむけて、平成 24 年 2 月 15 日に、副知事を本部長とした、静岡県、県内全市町および滞納整理機構が参画して、個人住民税についての情報を共有し、一体となった取り組みを行う「静岡県個人住民税徴収対策本部会議」を設置し、県と市町が協力・連携して徴収対策の強化と特別徴収の更なる指定推進に取り組んでいる。特に、特別徴収義務者の滞納については、早期に滞納処分等を行うこととしている。また、「個人住民税対策に係る情報共有会議」において、電算システムの未対応等を理由に特別徴収義務者の指定を拒否している事業者の状況について、県、市町間で情報共有している。平成 25 年度には、県内に複数の事業者がある等、広域的な対応が必要な指定拒否事業者 138 件に対して静岡県による通知または訪問を行った。

(2) 安芸市の取り組み

安芸市の取り組みの進め方は、これから特別徴収義務者の指定を徹底しようとする自治体に参考になるだろう。

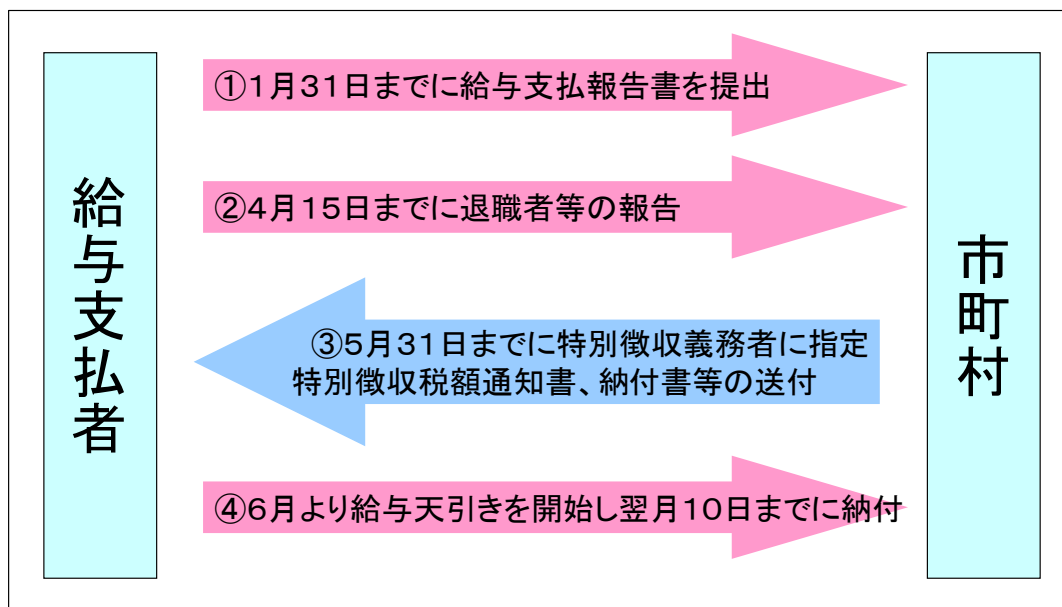
安芸市では、これまでの給与支払報告書の提出後に電話で「特別徴収をしていただけませんか」とお願いしていたが、それを改め、地方税法に基づく強制指定、つまり特別徴収指定通知および納税通知書を送りつけることにした。なぜなら、地方税法では市町村が事業者ごとに特別徴収する、しないを任意選択するのではなく、全対象事業者に指定することが規定されているからである。

しかし、これまでと大きく方向転換を図らなければならないため、①「住民税は金額が確定しており所得税のように毎月計算の必要はない」、「従業員の納税便宜が図れる」という特別徴収の特徴を前面に出し、②事業者には「事務が増えるから受け付けない」と言われた場合には、「専従の事務員がいないため、業務に対応できないというような事情は指定を取り消す理由にはならない」と断固とした態度を示し、③強制指定を拒否して、事業者（特別徴収義務者）が納税しなかったときは特別徴収義務者の財産を滞納処分するという方針を打ち出した。平成 17 年度は事前に予告通知を出したが、それ以降は、図 1 のように、市内市外を問わず指定している。

平成 17 年度は手探り状態で、対象事業者の抽出も甘く、システム上の問題で特別徴収できないという事業者には 1 年の猶予期間を設けたが、平成 18 年度からは、対象事業者の絞り込みに多くの人員と時間をあて、厳密に行うことにした。事業者からは「他市では特別徴収義務者に指定されていない」、「一方的すぎる」「これは市役所の仕事でないか」という声があがったが、個別に赴き、特別徴収の簡便さや法令遵守を盾に妥協はしなかった。

このように実現したのは、当時の課長の裁量により、課内異動を行い、課税のわかる収納担当、滞納整理のわかる課税担当が誕生し、お互いが協力していこうという姿になったこと、トップから担当まで一丸となって取り組めたことも大きい。こうして法令遵守の姿勢を守り推進したことで、安芸市の事業者の理解も得られ、特別徴収義務者の滞納処分にまでは至っていないことも成果である。

図1 特別徴収事務の流れ



出所：安芸市資料

4.現在の課題と今後の発展

これまで安芸市と静岡県の実例をみてきたが、ここでは、全国にみられる一般的な課題と特別徴収の今後の発展について述べる。

(1) 自治体に対する課題

①特別徴収を推進しているのは徴収担当である自治体が多い。

徴収対策のひとつとして特別徴収を検討する自治体が多いが、本来は徴収業務ではなく課税業務である。課税業務は納税の告知を行うことだけではない。課税段階でできるだけ効率的な徴収を目指すことが重要であるため、課税担当者の徴収への意識を向上させることが必要である。

なお、課税担当者はこれまですでに事業者に対して特別徴収のお願いをしており、積極的にやりたがらない傾向にあるため、大多数がそうであれば、徴収担当側で推進してもよいが、意識改革だけは行ったほうがよい。

②県主導による市内・市外の特別徴収の推進

事業者にとって、新たに特別徴収を行うことは事務量や経費の増加につながり、普通徴収を希望する事業者あることもうなずける。また、特別徴収を推進している自治体も、周りの自治体の実行していなければ説得力に欠けるだろう。そこで、県内全体の特別徴収の推進や、首都圏等大都市地域では県同士の連携を行い、事業者に対して特別徴収は義務であるという意識付けを一体となって行う環境を整えるべきであろう。

(2) 事業者・事業者に対する課題

特別徴収の周知徹底を大に行い促すことである。また、罰則規定の検討もありうるか

もしれない。

①企業のイメージアップにつながる特別徴収

昨今の労働力不足といわれる中、中小零細企業はもちろんのこと、大企業であっても、従業員の確保のために、従業員の労働環境を整え、企業イメージをよくする必要のある企業も増えているだろう。特別徴収をきちんと行っているということは、第一に法令を遵守しているしっかりした企業であるというイメージを与える。第二に、事業者の事務の煩雑さを優先するのではなく、従業員が普通徴収のために金融機関や窓口へ赴く手間を省くという、従業員保護を優先しているイメージにつながる。そういう姿勢は、これからますます重要であり、自治体が事業者を指定するにあたり、説得する材料になる。

②パートやアルバイト等の短期従業員の捕捉

パート従業員やアルバイト等の短期従業員は、短期雇用であれば、特別徴収の対象とはならないが、何年も継続して働いている場合は対象となる。正規職員には対応しても長期パート従業員や長期アルバイトには対応しない事業者があるが、市町村が特別徴収義務者として指定せずに放置するのは、法令遵守の観点からも許されないだろう。しかし、実際には自治体側で勤続年数を把握するのは難しいため、事業者への意識付けを続けるとともに、勤務状況を把握する仕組みや罰則規定の検討もありうる。

③システム改修ができないとの理由で延期を願う事業者

比較的大きな企業の中には、すぐにシステム改修ができないという理由で延期を願う事業者がいる。

④特別徴収義務者の滞納処分

特別徴収を行う事業者の滞納が増えており、滞納処分に至ることもある。滞納処分を未然に防ぐことも必要になってきている。

(3) 今後の発展

特別徴収の徹底が当面の目標であるが、特別徴収の仕組みはマイナンバー等の IT の利用や、広域化や集中化の徴収事務の効率化の観点から、今後も展開できると考えている。

①第 1 ステップ：広域的受付の導入

事業者によっては、全国や地域に事業者を持ち、その事業者においても複数の自治体から通ってくる従業員がいる。所得税では税務署 1 ヶ所に納めればいいが、地方税の場合は従業員の住む自治体ごとに提出しなければならないため、事務が煩雑化する。そのため、事業者が 1 ヶ所に納付や提出をすれば、各自治体にそれらのデータが配付される広域的受付を導入したらどうか。

②第 2 ステップ：源泉徴収と一緒に現年度課税

源泉徴収と特別徴収は事業者が従業員の代わりに納付するという点は同じである。所得税は源泉徴収し、年末調整や確定申告で税を確定している。住民税は所得税のような申告納税ではなく翌年度に課税する賦課であるが、所得税の源泉徴収は、従業員が納めている意識も薄く、「申告している」とは言い難いが効率的な仕組みであるので、住民税も見込額で徴収しておいて、現年度で調整する年末調整の考えを用いて、次年度で還付する現年度

課税の仕組みを導入したらどうか。

以前から住民税の滞納を引き起こす要因として、地方税は前年中の所得に対する翌年度課税であるところが問題だと指摘されているが、給与が支給された段階で徴収すれば、地方税の仕組みを理解していないために、給与や退職金を使ってしまい、翌年度に滞納者になってしまう住民を減らすこともできるだろう。

おわりに

本稿では、個人住民税特別徴収の推進の取り組みと今後の方向性を検討した。特別徴収は地方税法で定められており、効率的な徴収の仕組みである。これまでは事業者の事務が煩雑になると言われてきているが、マイナンバーが普及し、特別徴収の仕組みも改善されれば、従業員や事業者そして自治体にとってメリットの大きな仕組みとなる。特別徴収の最大の利点は従業員や事業者を滞納者にさせないことができることである。

最近では、表1に示しているように、熊本県、沖縄県、広島県、香川県、和歌山県等、静岡県に追い付き追い越せと推進している自治体もある一方で、後発ながらも首都圏の自治体も頑張っていこうという気概がみられる。本稿で紹介した静岡県や安芸市の事例を参考に、特別徴収を徹底した自治体がたくさん増えれば幸いである。

参考文献

秋山真樹（2009）「税源移譲も怖くない！ー特別徴収対象事業所100%指定ー」『東京税務レポート』No.479.

静岡県地方税徴収対策ワーキンググループ（2010）『法令遵守による地方税の収入確保対策の強化』

総務省自治税務局企画課（2014）『地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果（概要）』

謝辞

執筆するにあたり、ヒアリング対応や情報提供していただいた総務省、静岡県、熊本県、東京都、高知県安芸市に感謝申し上げます。